

2021 年度税制改正大綱 速報

Issue 169, December 10, 2020

In brief

2020 年 12 月 10 日に、2021 年度(令和 3 年度)与党税制改正大綱が公表されました。主要な改正・見直し項目は以下のとおりです。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

In detail

法人課税

1. 産業競争力の強化に係る措置

(1) DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の創設: 産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、新商品開発や新生産方式・販売方式の導入により新需要開拓や生産性向上に全社を挙げて取り組む企業が提出する「事業適応計画」(仮称)の認定を受け、本計画により事業変革デジタル投資(ソフトウェアの新設若しくは増設)を行った場合に、特別償却又は税額控除のいずれかを選択できる制度が創設されます。

(2) 研究開発税制について、①控除上限を法人税額の 25%から 30%に引き上げ、②控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ、③税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限の 2 年延長、④本税制の対象費用の拡充(自社利用ソフトウェアの取得価額の追加)、⑤オープンイノベーション型の対象範囲の拡大が図られる他、本税制の運用改善策も講じられます。

(3) 賃上げ・生産性向上のための税制について、大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件を見直し、新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制に見直されます(新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の 15%の税額控除、さらに教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 20%以上であるときは、20%の税額控除)。

(4) 繰越欠損金の控除上限の特例措置: 産業競争力強化法の改正法の施行の日から同日以後 1 年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けたものが、その事業適応計画に従って同法の事業適応(仮称)を実施し(DX やカーボンニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資等)、適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、最大 100%までの控除を可能とする措置が講じられます。

(5) カーボンニュートラル投資促進税制の創設: 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)(※注)の取得等

をして、国内にある事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除のいずれかを選択できる制度が創設されます。

(※注)生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備や、脱炭素化を加速する製品を早期に市場投入することでわが国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品を生産する設備

(6) 株式対価 M&A 促進税制の創設:自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税の繰延措置を講じられます。その際、自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価は 20%以下とされ、株式交付親会社の株式に対応する部分についてのみ、譲渡損益の計上が繰り延べられます。外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られます。

(7) 国際金融都市に向けた税制上の措置として、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ウェブサイト等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする制度が講じられます。

(8) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、対象となる措置の拡充等の他、適用期限が 3 年延長されます。

2. 中小企業関連、地方創生等

(1) 中小基盤強化税制:基準年度比売上金額減少割合が 2%以上である等の場合の控除税額の上限の上乗せ措置の導入の他、試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が 2 年延長されます。

(2) 中小企業者等に係る軽減税率の特例が 2 年延長されます。

(3) 設備投資減税等:中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限が2年延長され、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、対象業種について中小企業投資促進税制に統合されます。

(4) 地域未来投資促進税制について、適用要件を見直した上で 2 年延長されます。

(5) 所得拡大促進税制について、現行の、①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の 1.5%以上増加という要件を、雇用者給与等支給額が 1.5%以上増加という要件に見直した上で2年延長されます。

(6) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設:経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、中小企業の株式の取得後に簿外債務、偶発債務等が顕在化するリスクに備えるため、準備金を積み立てたときは、損金算入を認める税制が創設されます。

3. 国際課税

(1) 租税条約届出書等の提出手続において、源泉徴収義務者等に対する書面による提出に代えて、一定の場合には電磁的方法による提供を行うこととされます。

(2) 過大支払利子税制について、対象外支払利子等の額の範囲、及び、対象純支払利子等の額算の見直しが行われます。

(3) 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その計算方法が見直されます。

(4) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の損金算入及び外国税額控除制度の適用について、見直しが行われます。

4. 納税環境整備その他

(1) 税務関係書類における押印義務が、一定の場合を除き、原則として廃止されます。

(2) 電子帳簿等保存制度について、①事前承認制度の廃止、②その他の電子的な帳簿についても、一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを当面可能とする、③スキヤナ保存制度の手続・要件の大幅に緩和等が行われるほか、④電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が講じられます。

(3) 納税管理人が適切に選任されることを確保する措置等も含めた納税管理人制度の拡充措置が講じられます。

地方税

固定資産税関連

令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度が継続されます。

個人所得税、資産税等

1. 個人所得課税関連

(1) 住宅ローン減税：控除控除期間 13 年間の特例について延長し、一定の期間（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外は令和2年12月から令和3年11月末まで）に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象とされます。

(2) ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンドから受け取る組合利益の分配（キャリード・インタレスト）について、一定の場合には株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等が行われます。

(3) 退職所得課税の適正化のため、法人役員等以外についても、勤続年数 5 年以下の短期の退職所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置を適用しないこととされます（退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分額について）。

2. 資産課税関連

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととされます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

パートナー

鬼頭 朱実

ディレクター

荒井 優美子

シニアマネージャー

山田 盛人

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.